

◎新潟県告示第776号

新潟県資金前渡取扱規程（昭和57年3月新潟県告示第946号）の一部を次の表のように改正する。

令和8年9月30日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（支払） 第6条 資金前渡職員は、交付を受けた資金をもつて支払をするときは、支払債務が確定していること及び支払の相手方が正当な債権者であることを確認した<u>上で</u>、当該債権者に対して直接又は次項若しくは第3項に規定する方法によつて支払をしなければならない。 2 （略） <u>3</u> （略） （領収書等） 第7条 資金前渡職員は、債権者に支払をしたときは領収書を徴し、又は支払に係る書類等に受領印を押印させなければならない。ただし、前条第2項に規定する方法により支払をした場合においては<u>振込金受領書</u>をもつて、<u>前条第3項</u>に規定する方法により支払をした場合においては記帳された当該口座の通帳の写しをもつて領収書に代えることができる。 2 （略）	（支払） 第6条 資金前渡職員は、交付を受けた資金をもつて支払をするときは、支払債務が確定していること及び支払の相手方が正当な債権者であることを確認した<u>うえで</u>、当該債権者に対して直接又は次項から4項までに規定する方法によつて支払をしなければならない。 2 （略） <u>3</u> <u>資金前渡職員は、遠隔地の債権者に送金によつて支払をするときは、銀行小切手等の確実な方法により送金するとともに、債権者に対し、送金した旨の通知をしなければならない。</u> <u>4</u> （略） （領収書等） 第7条 資金前渡職員は、債権者に支払をしたときは領収書を徴し、又は支払に係る書類等に受領印を押印させなければならない。ただし、前条第2項又は第3項に規定する方法により支払をした場合においては<u>振込金受領書等</u>をもつて、<u>前条第4項</u>に規定する方法により支払をした場合においては記帳された当該口座の通帳の写しをもつて領収書に代えることができる。 2 （略）